

高槻市立口腔保健センター

指定管理者の候補者の評価結果（特定施設）

指定管理者幹事会（健康福祉部部）

施設名	高槻市立口腔保健センター
候補予定者 (所在 地)	一般社団法人 高槻市歯科医師会 (高槻市城東町5番1号)
候補者として適 当であるとする 理 由	<p>① 医道の高揚、歯科医学及び医術の進歩発展、地域医療及び公衆衛生の向上を図り、地域住民の健康と福祉の増進を目的とした事業を行うことを理念として設立された一般社団法人であり、当該施設の運営において、今まで32年間にわたり障がい者等の歯科診療等を実施し、その信頼性と実績が内外ともに高く評価されており、今後も管理者として適切な運営が期待できる。</p> <p>② 当該施設の運営には、一般の歯科診療とは異なり、高度な知識と経験が要求されており、それらを有する歯科医師等の確保において不可欠な存在であり、かつ、障がい者歯科診療に必要な専門性を有する人材の育成についても十分な役割が期待できる。</p> <p>③ 指定要件書で求めた全ての項目について必要な条件を満たしており、選定評価表に基づく評価点も高く評価できる。</p>
期待される効果 △ 提案内容 ▽	<p>市民サービスの向上</p> <p>一般の歯科診療とは異なり、専門的な知識と経験が要求される障がい者歯科診療において、患者の状態に応じた診療計画の作成や完全予約制による待ち時間の短縮及び十分な診療時間の確保など患者に寄り添った医療の提供に努めている。また、令和5年10月からは診療日数を拡充し、利用環境の改善にも取り組んでおり、今後も質の高い医療の提供が期待できる。</p> <p>施設の効果 効率的利用</p> <p>当該候補者でなければ、歯科医師、歯科衛生士等の確保が困難であり、当該候補者が指定管理者となることにより、安定的な施設運営が期待できる。</p> <p>自主事業の実施</p> <p>なし</p> <p>経費の削減</p> <p>5,031,000円の増（令和7年度予算比較） 診療日数拡充に伴う体制構築等に係る増額 【提案額 58,170,000円】 【市の提示額 58,170,000円】 (参考) (令和7年度予算) (令和6年度実績) (令和5年度実績) 支出 53,139千円 52,020千円 48,081千円 収入 53,139千円 53,139千円 49,096千円</p> <p>その他</p> <p>口腔保健センターは、市地域防災計画において歯科救護所に指定されており、災害発生時における医療救護体制を確保する上で重要な施設である。当該候補者の協力を得ることにより、災害時医療において重要な役割を果たすことが期待できる。</p>

指定管理者候補者選定評価総括表

対象施設：高槻市立口腔保健センター

所管課：健康医療政策課

候補予定者：一般社団法人 高槻市歯科医師会

＜総合評価点＞

()は配点

価格評価点 (30)	サービス水準等評価点 (70)	総合評価点 (100)
21	65.8	86.8

＜価格評価点＞

市提示額(円)	提案額(円)	配点	価格評価点
58,170,000	58,170,000	30	21

価格評価点 = *想定する下限額／提案額 × 配点

*想定する下限額(履行確保の確認を要する額) = 市提示額 × 70%

※少数点第3位以下を切り捨て第2位まで求める。

＜サービス水準等評価点＞

サービス水準等評価点(単独分)	配点	サービス水準等評価点
94	70	65.8

サービス水準等評価点 = サービス水準等評価点(単独分) × 配点／100

※単独分は100点満点で算出した評価点

指定管理者候補者選定評価表　－サービス水準等評価－

<評価基準>					
評価点	大変良い	良い	普通	やや不十	不十分
5点	5	4	3	2	1

対象施設：高槻市立口腔保健センター

所管課：健康福祉部 保健所
健康医療政策課

評価項目（★は規則に定める項目）		配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。		20	20
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	・施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること	5	5
	・公の施設の管理者として、社会的責任を果たす姿勢があること	5	5
★(2) 施設の利用者への対応	・利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制があること	5	5
	・障がい者等の歯科診療等を適切に行える体制があること	5	5
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。		20	19
★(1) 類似施設の運営実績	・当該施設管理の実績があること	5	5
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	・経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること	5	4
	・施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること	5	5
★(3) 指定への意欲及び熱意	・障がい者等の歯科診療等の確保について理解し、業務遂行意欲と熱意があること	5	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。		40	36
★(1) 団体の安定性及び継続性	・安定した組織運営を継続していること	5	5
	・健全な財政状況を継続していること	5	5
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	・公の施設であることを念頭において、公正かつ透明な運営を行えること	5	5
★(3) 団体運営における法令の遵守	・公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること	5	4
	・労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること	5	4
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	・個人情報保護の理解と管理体制が適切であること	5	4
★(5) 施設管理の安全性への配慮	・施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること	5	4
★(6) 職員の研修	・時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること	5	5
(7) その他管理に際して必要な事項	・省エネルギーなど環境に配慮した運営を行えること	5	4
4 施設の設置の目的の寄与に関すること。		10	10
(1) 利用者ニーズに関する取組	・利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること	5	5
	・利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供できること	5	5
5 市民サービスに関すること。		10	9
(1) 事故への対応	・事故発生時に速やかな対応ができる体制があること	5	4
(2) 防犯・防災の対応	・安全への考え方方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制があること	5	5
合 計		100	94